

進行した糖尿病性腎症に対する運動指導の評価

骨子【IV-5(1)】

第1 基本的な考え方

糖尿病性腎症の患者が重症化し、透析導入となることを防ぐため、進行した糖尿病性腎症の患者に対する質の高い運動指導を評価する。

第2 具体的な内容

1. 糖尿病透析予防指導管理料に、腎不全期の糖尿病性腎症の患者に運動指導を行い、一定水準以上の成果を出している保険医療機関に対する加算を設ける。

(新) 糖尿病透析予防指導管理料 腎不全期患者指導加算 100点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、腎不全期（eGFR（ml/分/1.73m²）が30未満）の患者に対し、専任の医師が、当該患者が腎機能を維持する観点から必要と考えられる運動について、その種類、頻度、強度、時間、留意すべき点等について指導し、また既に運動を開始している患者についてはその状況を確認し、必要に応じてさらなる指導を行った場合に、腎不全期患者指導加算として100点を所定点数に加算する。

[施設基準]

次に掲げる②の①に対する割合が5割を超えていること。

- ① 6月前から3月前までの間に糖尿病透析予防指導管理料を算定した患者

で、同期間内に測定した $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ (ml/分/1.73m²) が 30 未満であったもの（死亡したもの、透析を導入したもの、腎臓移植を受けたものを除き 6 人以上の場合に限る。）

② ①の算定時点（複数ある場合は最も早いもの。以下同じ。）から 3 月以上経過した時点で以下のいずれかに該当している患者。

ア) 血清クレアチニン又はシスタチン C が①の算定時点から不変又は低下している。

イ) 尿たんぱく排泄量が①の算定時点から 20%以上低下している。

ウ) ①で $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ を測定した時点から前後 3 月時点の $eGFR_{Cr}$ 又は $eGFR_{Cys}$ を比較し、その 1 月あたりの低下が 30%以上軽減している。

2. 糖尿病透析予防指導管理料の算定要件に、保険者による保健指導への協力に関する事項を追加する。

現 行	改定案
<p>【糖尿病透析予防指導管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>【糖尿病透析予防指導管理料】</p> <p>[算定要件]</p> <p>保険者から保健指導を行う目的で情報提供等の協力の求めがある場合に、患者の同意を得て、必要な協力を行うこと。</p>